公 示

制 定 令和2年1月20日 九運公第92号 一部改正 令和5年5月30日 九運公第15号

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条の規定に基づき、農耕トラクタ (大型特殊自動車及び小型特殊自動車)について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和2年1月20日

九州運輸局長

記

- 1. 認定番号及び認定日 九運技技第548号 令和2年1月20日
- 2. 対象となる自動車 農耕トラクタ (大型特殊自動車及び小型特殊自動車)
- 3. 基準緩和を認定する条項(緩和を要する条項に限る)

 保安基準
 第2条第1項
 (幅)

 [002]

第 10 条 (操縦装置) [010]

【操縦装置の配置に限る】

第 12 条 (制動装置) [068]

【ABS 装備要件に限る】

第 13 条 (連結時の制動性能) [077]

第 41 条第 3 項 (方向指示器) [039]

【最外側からの取付位置に限る】

第41条の3第3項 (非常点滅表示灯) [041]

【最外側からの取付位置に限る】

- 4. 条件及び制限
- (1) 保安基準第2条第1項(幅)の緩和を要する自動車
 - ① 農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。 [181]
 - ② 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得す [184] ること。
 - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
 - ④ 農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。 [182] 「幅の緩和を必要とする農耕作業用トレーラをけん引する場合に限る。]
- (2) 保安基準第12条(制動装置)及び第13条(連結時の制動性能)の緩和を要する自動車
 - ① 農耕作業用トレーラをけん引する際の運行速度は、15キロメートル毎時以下とす [---] る。
 - ② 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。 [188]
 - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- 5. その他
 - (1)大型特殊自動車にあっては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ(単体)一括緩和」[095] の記載を行うものとする。